

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年7月6日

大阪府知事 殿

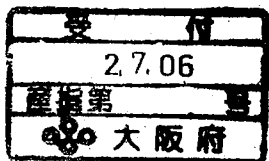
提出者

住所 大阪府大阪市淀川区宮原1丁目6番1号
新大阪ブリックビル11階

氏名 セキスイハイム近畿株式会社
北大阪支店長 渡辺 久晃

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6394-8566



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	セキスイハイム近畿株式会社
事業場の所在地	大阪市淀川区宮原1丁目6番1号 新大阪ブリックビル11階
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	完成工事高 11933百万円
③従業員数	146名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	新築廃棄物 各現場で発生した廃棄物は自社収集運搬車にて回収し、 自社集積場に集め、再生処理委託業者へ処理委託。 解体廃棄物 各現場で発生した廃棄物は自社指定の収集運搬車にて運搬し、 再生利用業者へ処理委託。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別紙管理体制図の通り		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（31年度）実績】 別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) 現場担当が各現場ごとに指示、処分場にて邸別に実数量を計測、月に1回の会議で現状報告。	
②計画	【目標】 別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) 前年度取組みを継続。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築現場では廃棄物は15品目に分別、解体現場では10品目に分別。 ・余剰部材回収、再利用で廃棄物発生量抑制に取組んだ。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 前年度の取組みを継続。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 30年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託基準に従い業者を選定し、書面による契約締結をした。 又、締結から4年経過した業者との契約を見直し、更新をした。 ・年間巡視計画を立て、処理委託先の巡視確認を行った。 			

②計画	【目標】 別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度の取り組みを継続。	
※事務処理欄		

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		所属： 工事課 職名：課長
廃棄物担当者		組織名：工事課 組織人数：7名
役割	支店環境部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関する検討 ・ 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で必要な事項を検討する。 ・ 事務局 — 技術統括部 工事部
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 支店の廃棄物管理規定の策定・改廃 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び監理 ・ 委託契約の締結 ・ 産業廃棄物管理票の交付・監理 ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術責任者等の設置 ・ 監督官庁への各種報告 ・ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ・ その他関係する事項

産廃管理組織図

